

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年12月19日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第32条第2項第4号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第5号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

第58条後段中「給料月額」を「給料月額」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)